

愛媛県介護保険施設等指導実施要綱

第1 目的

この要綱は、愛媛県知事が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を行った者又はこれを使用する者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告又は当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、介護保険施設等に対し、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態

指導の形態は次のとおりとする。

1 集団指導

(1) 県主催の集団指導

地方局長が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課（以下「保健福祉課」という。）又は同部生きがい推進局長寿介護課（以下「長寿介護課」という。）あるいは各地方局健康福祉環境部地域福祉課（以下「地方局」という。）が、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により実施するものとする。

また、必要に応じ、市町長が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対しても実施するものとする。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画配信等による実施も可能とする。

(2) その他の集団指導

地方局長又は市町長が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等を構成員とする団体等又は市町が主催する講習会等において実施する。

2 運営指導

運営指導は次の形態により、原則、現地に行う。

- (1) 県（保健福祉課又は地方局）が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
- (2) 県（保健福祉課又は地方局）が厚生労働省又は市町（松山市を除く。）と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

3 運営指導の内容

(1) 指導内容

運営指導は次のア～ウの内容について行うものとし、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(2) 確認項目等

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記（1）ア及びイについては、厚生労働省が定める介護保険施設等運営指導マニュアル（令和6年7月4日付け老発第0704第7号。以下「国マニュアル」という。）に定める確認項目及び確認文書に準拠するものとする。

また、運営指導（上記（1）ア及びイに限る。）においては、確認項目に準拠した以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、第5-2（3）に定める事前提出書類及び確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

第4 指導対象

指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、選定については保健福祉課、長寿介護課又は地方局がそれぞれ定める計画に基づき実施する。

(1) 集団指導の対象

県主催の集団指導については、地方局長又は市町長が指定又は許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行うこととし、指導内容等に応じて保健福祉課、長寿介護課又は地方局が選定する。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、計画的に実施できるよう、毎年度、次の区分により地方局長が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等を選定する。

① 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者

指導の対象は、地方局が指導権限を持つ介護保険施設等から選定するものとし、実施頻度は、原則として指定又は許可の有効期間内に1回以上実施するものとする。ただし、新規に指定を受けた介護保険施設等については、指定後6ヶ月から1年を経過するまでの間に、介護給付費、サービス提供量などを勘案して実施するものと

する。

② 介護保険施設

指導の対象は、保健福祉課又は地方局が指導の権限を持つ介護保険施設等から選定するものとし、実施頻度は、原則として2年から4年の間に1回訪問により実施するものとする。

イ 合同指導

合同指導は、保健福祉課、地方局又は市町が一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(3) 市町との連携

市町と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 実施通知

県が主催する集団指導については、指導対象となる介護保険施設等に対し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知し、その他の集団指導の場合はあらかじめ主催者に対し出席者及び指導内容を通知するものとする。

なお、県が主催する集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行い、その他の集団指導の場合は当該内容を行政報告又は行政説明として行うものとする。

2 運営指導

(1) 実施通知

保健福祉課又は地方局は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を様式第1号により当該介護保険施設等に原則として運営指導実施日の1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を様式第1号により通知するものとする。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- ⑤ 準備すべき書類等

⑥ 実施する運営指導の形態等

(2) 指導方法

運営指導は、国マニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(3) 運営指導で準備する書類

運営指導において準備する書類は、次のとおりとする。

① 介護サービス情報の公表に係る基本情報（公表時から変更がある場合に限り、指導月の前月のものを準備するものとする。）

ただし、公表対象となっていない介護保険施設等にあつては、基本情報に相当する内容を下記②により定める調査票に記載する。

② サービスごとに別に定める運営指導のための調査票及び指定基準等自己点検表

③ 厚生労働省が示す各種加算等自己点検シート

④ その他運営指導担当課が必要と認める書類等

なお、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、保健福祉課又は地方局が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、原則、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(4) 運営指導の留意点

ア 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、保健福祉課又は地方局と介護保険施設等双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなど効率化を図る。

ウ 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、同日又は連続した日程で行うことなど効率化を図る。

エ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

(5) 指導結果の通知等

保健福祉課又は地方局は、運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改

善を要すると認められた事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日様式第2号によって通知するものとする。

(6) 報告書の提出

保健福祉課又は地方局は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について、報告書の提出を求めるものとする。

第6 監査への変更

運営指導を実施中に、以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「愛媛県介護保険施設等監査実施要綱」（以下「監査要綱」という。）に定めるところにより監査を行うことができる。

- 1 県が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第7 指導後の措置

1 監査

運営指導の結果、監査要綱第2に定める指定基準違反等に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。

2 介護報酬の自主的返還

- ① 保健福祉課又は地方局は、運営指導において、介護給付費等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求上の誤りを確認したときは、当該介護保険施設等に対し、指導月前1年について自主点検を行い、返還すべき内容を確認させるものとする。この場合、必要に応じ、様式第3号により返還すべき額を確認させるものとする。

自主点検を行った介護保険施設等から、様式第4号により、返還同意書の提出があった場合は、国民健康保険団体連合会に対する介護報酬及び要介護者等に対する自己負担金に係る過払い金の自主的返還について指導するものとする。

なお、自主点検等の結果、当該事実が指導月の1年以上前から発生していると認められる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく金銭債権の消滅時効に留意の上、自主点検又は過誤調整を行うよう指導することができるものとする。

- ② 保健福祉課又は地方局は、過誤調整のための自主的返還を指導した場合、当該自主的返還に係る保険者に対し、介護保険施設等の名称及び自主的返還の指導内容等（返還金額を確認した場合は当該金額等）必要な事項を通知し、当該介護保険施設等と過誤調整の内容を協議するよう要請するものとする。

保健福祉課又は地方局は、関係する保険者から、介護報酬の自主的返還を指導したにも関わらず、一定期間を経過しても返還がなされていない介護保険施設等について通知

を受けた場合、監査を行うものとする。

③その他

過誤調整を行うにあたり、次の事項に全て該当する等相当の理由があると認められる請求上の誤りについては、返還額から除くことができるものとする。

ア 偽りその他不正の行為によるものと明らかに認められないこと。

イ 不適切な請求となっている理由が錯誤（報酬基準等の解釈誤り、入力誤り、計算誤り等）又は認識不足によるものであって、その錯誤や認識不足の要因について、相当の正当な理由があると認められること。

ウ 不適切な請求となっている部分について、提供されたサービスの実態が基準等に適合した場合のサービスと同じであると認められ、サービスを受けた利用者等が不利益を生じていないこと。

エ 不適切な請求となっている部分について、提供した介護保険施設等の人員又は設備の実態が、基準等に適合した場合と同じであると認められること。

オ 不適切な請求となっている部分について、既に改善されており、同様な実態を生じさせない体制が確立されていること。

カ 不適切な請求となっている部分について、サービスを受けた利用者等の全員が当該事実の説明を受け、介護報酬の自己負担金に係る返還を請求しないことについて書面により承諾していること。

第8 指導にあたっての留意点

指導にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
- 2 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- 3 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- 4 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的について懇切丁寧な説明を行う。
- 5 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 及び第 3 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。